

さいたま市

2022.3 発行

No.62

農業委員会だより



マーガレット（岩槻区黒谷）

主な記事

- 令和4年度市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見」（回答）
- 令和3年度さいたま市政功労賞
- 農地の賃借料情報
- 農業者年金受給権者の皆さまへ（現況届について）
- 農地法第3条許可の下限面積要件、やめよう！農地の違反転用
- 農業施設のリニューアルオープン

令和4年度 市に対する 「農地等利用最適化推進施策に関する意見」(回答)

このことについて、市から回答がありましたので、お知らせします。

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 地域農業の実情を考慮して、効率的な農業経営が営めるよう、基盤整備による農地の大区画化や道路・用排水路等の農業環境の整備を進めること。

(回答)

効率的な農業経営を営むためには、農地の集積・集約化を進めることが有効であることから、土地改良事業などの手法により、農地の大区画化や農業水利施設の機能向上が見込まれる、農地の基盤整備を進めてまいります。また、地域農業者からは素掘水路の改修を望む声も多く上がっており、それらの要望にも対応しながら、農業環境の整備を進めてまいります。

- (2) 担い手の発掘・確保について、J Aと連携を図るとともに、農業経営の支援として、農業用機械及び農業用施設の購入経費を補助する認定農業者支援対策事業を拡充すること。更に、女性農業者の増加が見込まれる施策を展開すること。また、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した農家への支援を拡充すること。

(回答)

担い手の発掘・確保につきましては、J Aとの連携を密に行いながら進めてまいります。また、農業経営の支援としての農業用機械及び農業用施設の購入経費補助の拡充の研究を行い、女性農業者の増加を図るための積極的な情報発信も行っております。

新型コロナウイルス感染症による収入が減少した農家につきましては、新たな販路とのマッチングやマルシェの開催等を行い、支援を進めてまいります。

- (3) 農地中間管理事業の制度についてチラシ、ホームページ等での周知に加え、土地持ち非農家を対象とした説明会の開催を検討すること。また、農地中間管理機構と認定農業者及び認定農業者を目指す農業者との意見交換の機会を設け、担い手への集積・集約化を効率的に進めること。

(回答)

令和3年度、農地中間管理事業の推進に取り組む地域に対して、土地持ち非農家を含めた説明会をこれまでに合計8回開催しました。引き続き、事業の推進に取り組む地域を中心に説明会を開催するようにしてまいります。

農地中間管理機構及び認定農業者等の意見交換会につきましても、上記説明会時に認定農業者等にも参加いただき、意見交換を行いました。引き続き、認定農業者等の意見を把握し、担い手への農地の集積・集約化を効率的に進めてまいります。

- (4) 農業経営法人に対して、経営規模を拡大できるよう、税制面での優遇措置及び更なる助成金の拡充等を国に強く働きかけること。

(回答)

税制面の優遇措置につきましては、税の中立性や他の納税義務者との公平性に鑑み、適正な対応に努めてまいります。

(5) 「人・農地プラン」策定に当たり、農業参入を希望する法人を含めた担い手のニーズと地域の実情に沿った範囲（集落やＪＡ支店単位など）にすること。

(回答)

既に策定が済んでいるさいたま中央地区、現在策定作業を行っている馬宮地区、野孫地区等については、地域ごとに農業者等の意見を踏まえて、地域の範囲設定を行いました。引き続き、「人・農地プラン」の策定にあたっては、現場のニーズに応じた地域の範囲設定を行ってまいります。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地解消を支援するため、農地への回復に係る費用負担に対する新たな補助制度の創設や多面的機能支払交付金制度の拡充などを検討すること。

(回答)

遊休農地の解消にかかる新たな補助制度の創設につきましては、農地所有者から担い手への集積の促進を図ることも視野に入れ、他自治体の事例等も参考に、本市の実情を踏まえ、検討してまいります。

また、ＪＡ全農さいたまでは、耕作する担い手が確認された遊休農地について、県内ＪＡの子会社の出資型法人を事業主体として 10a あたり 10 万円を上限に再生工事費を支援する事業を行っていますので、ぜひこの事業の活用も検討してください。

多面的機能支払交付金制度につきましては、地域の連携を強化する取組みであり、遊休農地の発生防止にも寄与するものです。令和３年度は、市内 15 地区で活動が行われておりますが、今後も活動が活発化するよう啓発に努めるとともに、国、県に対しても、予算の拡充について、要望してまいります。

(2) 高齢化により農業を継続できなくなった農家や農地を相続した土地持ち非農家のサポート体制を強化するため、ＪＡと連携し相談窓口の設置や個別相談会を開催すること。

(回答)

さいたま市では農地の貸し借りをスムーズに行うため、農地所有者に貸したい農地の情報を登録していただき、新規就農希望者や経営規模を拡大したい農業者へ情報提供をし、農地の貸借をお手伝いする「さいたま市農地マッチング制度」を平成 27 年度から行っています。同制度の運用にあたり、ＪＡさいたま、ＪＡ南彩と連携をし、窓口へのチラシの掲示等による周知や相談のあった土地所有者に対しての制度説明を行い、令和 2 年度から連携体制を強化したこともあり、51 名の所有者（令和元年度比 212% 増）から貸付意向申出をしていただきました。

今後も、ＪＡや農業委員会と連携しながら、制度の周知や貸付意向のある農地所有者に対して制度説明等を丁寧に行ってまいります。

(3) 遊休化した農地や借り手の決まっていない農地について、利用意向調査の結果、農地中間管理機構への貸し付けを希望した農地について中間管理権の設定が行われるよう関係機関へ働きかけること。

(回答)

埼玉県では、農地中間管理権を取得する農用地等の基準について公益社団法人埼玉県農林公社が定めているため、公益社団法人埼玉県農林公社に対して意見を伝えます。

なお、遊休農地であっても遊休化の解消に向けた措置の実施が期待される場合は、農地中間管理権の取得を検討することができることになっています。そのため、農業委員会において、遊休農地所有者へ農地の適正管理についての指導をお願いします。

3 新規参入の促進について

- (1) 新規就農者に必要な農業用機械・施設・作業場などの調達を支援するため、共同利用、リース、譲渡がしやすい仕組みを構築するとともに、調達の費用負担に係る補助制度を強化すること。

(回答)

補助制度については、農業後継者（認定新規就農者を含む）に対して、農業振興事業費補助金により、農業用施設の整備や農業用機械の導入に係る経費の一部を助成しています。また、調達しやすい仕組み作りについては、令和3年度に農機シェアリングサービスを運営する民間企業に対してヒアリングを実施するなど、市内でのサービスの運用に向けて検討を進めています。

- (2) 新規就農を希望する人に対し、自立可能なモデルケースの掲示及び相談窓口の設置や支援・補助制度の積極的なPRを行うこと。また、農業大学校やその他専門学校の卒業者に対する新規参入の働きかけや学校等の教育現場における農業体験を交えて、農業の大切さを広く周知して将来の担い手の育成を図ること。

(回答)

新規就農を希望する人に対して、個々に適した就農方式、将来の農業経営についての助言を行うとともに支援・補助制度を情報提供できるよう、各関係機関と連携したワンストップ相談窓口の創設を検討してまいります。農業大学校卒業者に対しては、県の開催する相談会への参加など機会を捉えて市内への就農を勧めてまいります。教育現場での農業体験につきましては、体験に協力する生産者への支援の充実を図り、農業の機能、価値がより広く周知されるよう努めております。

- (3) 農業後継者や新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、市やJAが連携して技術指導や研修制度を充実させること。また、新規就農者の育成に貢献している研修生の指導農家に対する支援策を講じること。

(回答)

農業後継者や新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、JA等との連携による技術指導や研修制度の充実を検討してまいります。指導農家への支援については、研修生の受入れ・育成を実施している指導農業士に対する支援策の創設を検討してまいります。

4 見沼田圃に係る要望

- (1) 見沼田圃は、台風等の降雨時に市街地への冠水を防止するため、遊水機能を有しているが、その大半は個人所有の財産であることから、遊水機能を個人の財産に依存するのではなく、河川改修や調節池を早期に整備すること。

(回答)

見沼田圃における河川改修や調節池の早期整備につきましては、一級河川芝川の管理者である埼玉県に対して、「埼玉県の予算及び施策に関する要望」や「埼玉県・さいたま市（河川・下水道）事業調整協議会」などを通じて、引き続き施設の早期整備を要望してまいります。

- (2) 公有地として埼玉県が買取を行うには一定の条件が必要となるが、近年での買取実績はほとんど無く、公有地化が進んでいない状況であることから、荒廃農地化の抑制や個人の財産に依存しない遊水機能を確保するための取組として、公有地化を積極的に推進すること。

(回答)

荒れ地化の拡大や新たな開発の誘発を防止し、見沼田圃の保全を図ることを目的とした見沼田圃公有地化推進事業につきましては、買取りや借受け、公有地化後の農地等の貸付をより一層推進するよう、これまでも埼玉県に対し要望してまいりました。引き続き、「見沼田圃の保全・活用・創造のための連携会議」などにおいて、埼玉県に対し要望してまいります。

- (3) 見沼田圃は全体で約1,260ヘクタールの大規模な緑地等の空間で、貴重な緑地空間として保全すべきものであるが、道路を隔てて市街化区域となる縁辺部においては、宅地化が進み、遊水機能を有していない地域もあり、合理的な土地活用が必要なことから、緑地等を保全すべき場所と宅地化して遊水機能を有していない地域を改めて見直し、見沼田圃区域の再編成について県と協議すること。

(回答)

現在、見沼田圃では、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に基づいた土地利用を推進しておりますが、近年、災害が激甚化する中、見沼田圃の治水機能については、その重要性が改めて見直されているところです。

ご意見の区域の見直しの可能性に関しましては、現状を踏まえたうえで、県とともに調査、研究してまいりたいと考えております。

- (4) 「見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱」では、「農地」、「公園」、「緑地」等の土地利用に制限があり、農家の高齢化や後継者不足とともに、近隣の市街化を踏まえ、土地利用の見直しを望む土地所有者が増加していることから、縁辺部に存する第2種農地及び第3種農地のうち、遊水機能を有していないと認識できる農地は例外的に農地転用を認めることについて県に働きかけること。

(回答)

見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱は、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に基づき、適切に運用されていると認識しています。ご提案の例外的な農地転用の可能性については、引き続きその現状について県とともに調査、研究を進めてまいります。

5 その他について

- (1) 農業者の所得及び生産意欲の向上のため、都市型農業の利点を活かした消費者への販売ルートとして、直売所の設置を推進すること。

(回答)

直売所設置の推進につきましては、緑区大崎において地産地消の推進、及び農と都市住民の交流促進を図るために農業交流施設の整備計画を進めております。また、見沼区宮ヶ谷塔において「(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点」の整備計画もあり、利用者のニーズを把握しながら計画を推進し、農業者の所得及び生産意欲の向上に資するよう都市農業の一層の振興を図ってまいります。

令和3年度 さいたま市政功労賞 について

令和3年11月15日、浅子幹夫農業委員会委員が、永年にわたっての農業委員活動の顕著な功績が認められ、さいたま市政功労賞を受賞されました。





農地の賃借料情報



令和3年1月から同年12月までに締結された、賃貸借における年間の賃借料水準（10aあたり）については、以下のとおりです。

農地の賃借料を決める目安としてご活用ください。

区 分	地目	金額（円/10a/年）			筆数（筆）	
		平均額	最高額	最低額	賃借	使用貸借
西区、北区 大宮区、見沼区	田	16,200	27,000	10,000	55	63
	畑	15,700	47,900	5,000	46	30
中央区、桜区、 浦和区、南区、緑区	田	8,300	15,100	5,000	23	6
	畑	13,400	44,400	4,400	91	50
岩槻区	田	10,000	10,000	10,000	192	64
	畑	9,900	13,000	1,400	57	12
見沼田んぼ区域内	田	7,400	15,100	5,000	14	6
	畑	13,800	47,900	4,400	113	57
さいたま市全体	田	10,100	27,000	5,000	270	133
	畑	13,200	47,900	1,400	194	92

- 1 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- 2 「さいたま市全体」の平均額は、各区分の集計に用いた賃借料データの平均です。
- 3 使用貸借（賃借料無料）の場合は、集計対象から除外しています。
- 4 農地中間管理事業による場合及び賃借料を物納で設定している場合は、集計対象から除外しています。



農業者年金受給権者の皆さまへ（現況届について）

現況届とは、農業者年金を受給している人が生存しているかどうか、また、経営移譲年金にあつては、農業再開や農地等の返還・移動がなされていないかどうかを確認するための届出です。

現況届の用紙は毎年5月下旬に、農業者年金基金から受給者の皆さまに直接郵送されますので、記入例を参考に、必要事項を記入・署名のうえ、**必ず6月中に農業委員会へ提出**してください。

なお、期限内に現況届の提出がなかった場合は、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められることになりますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。



【よくある問い合わせ】

◎用紙を紛失したり、汚してしまったりした場合は？
→ 農業委員会に置いてある「手書き用現況届」をお使いください。

問合せ 農業者年金基金

☎ 03-3502-3199

✉ info@nounen.go.jp

やめよう！ 農地の違反転用

★農地転用とは？

農地を住宅、資材置場、駐車場等の用途に変更することです。
農地転用するには、許可申請又は届出の手続きが必要です。
※農地を耕作しやすい状態にする農地改良にも一時転用の手続きが必要です。

★手続きをせずに無断で農地転用すると？

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。
また、農地に復元するには相当の費用と時間がかかります。
無断で転用すると、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。



**農地を使わせて欲しい
という業者にご注意ください！**

業者等から農地以外の用途で使いたいと頼まれ、了承した後に農地へ大量の土砂を堆積されてしまうという事例が発生しています。



狙われるのはこんな農地！

- ・長年使われていない農地
- ・草が生い茂り、手入れがされていない農地



被害にあうと...

- ・業者はもちろん土地所有者にも**責任**を問われます。
- ・土砂堆積をしてしまったあとでは、農地への復元は困難になります。
- ・そのまま放置すると周辺の農地にも被害を与える恐れがあります。

被害にあわないために

自衛が重要！

- 契約書等に簡単に署名せず、はっきり断ることが大切です。
- 耕作していない農地だから大丈夫、と簡単に考えてしまうと、後々取り返しのつかないことになってしまいます。

不審に思った方は、**地元の農業委員**又は**農地調整課**までご相談ください。

農地法第3条許可の下限面積要件

耕作のために農地の売買、贈与、賃借をするときは、農業委員会の許可が必要です。さいたま市では、許可の要件について、許可後に耕作する農地の総面積が30a (3,000㎡) 以上となることと定めており、令和4年度も引き続き30a以上とすることを決定しました。



【問合せ】 農地調整課 ☎ 829-1903 FAX 829-1966

令和4年4月から

2つの農業施設がリニューアルオープンします

春おか広場

農業者総合研修施設

- ＊全館Wi-Fi環境を整備します！
- ＊多目的ホールのスペースを拡張し、利便性を高めます！
- ＊多目的実習室が調理実習以外にも利用可能になります！

所 在

さいたま市見沼区宮ヶ谷塔765番地

☎ 048-685-0008

FAX 048-685-0008

大宮花の丘農林公苑

緑のふるさとセンター

- ＊館内の段差を解消してバリアフリー対応になります！
 - ＊新たに授乳室も設置します！
- 会議やダンス、体操教室などで利用できる実習室や研修室があります。
また、定期的に田舎まんじゅう作りなどの体験ができます。

所 在

さいたま市西区西新井124番地

☎ 048-622-5781

FAX 048-625-5455

上記施設の詳細及び農業関連で当施設を利用する場合は、見沼グリーンセンターへお問い合わせください。

【問合せ】見沼グリーンセンター ☎ 048-664-5915 FAX 048-651-0962

農業者年金で安心で豊かな老後を！

農 業 者 年 金 基 金

独立行政法人 農業者年金基金

TEL：03-3502-3199 メール：info@nouden.go.jp

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

全国農業新聞

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月 700 円（送料・税込み）
- 申込み：農業委員会事務局へ

編集後記

農業委員会だより 62 号の発行に際し、ご協力いただいた関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

今月号の表紙には、温室内で栽培されているお花の写真を掲載致しました。

さて、私の担当地区内では、昨年 12 月頃に米づくりを始めて数年の農業者が耕作面積を広げようと、雑草の繁茂する休耕地を借り受けました。

現地の状況は数年来、耕作されていないため、田植えができるまでには相当の時間が掛かりそうです。それでも、借り受けた方は開拓精神をもって、前向きに頑張っています。近い将来には、息子さんと共にさらなる規模の拡大を目指していると熱く語っておられました。

これからも、地域の皆様との情報交換を図り、遊休農地の解消と発生防止に取り組んでまいります。

広報委員 富田 優

広報委員会委員

委員長 山本 博行

副委員長 関根 光一

委 員 石井 栄寿 小嶋 邦彦

中村義太郎 富田 優

発行者 さいたま市農業委員会

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 829-1805 FAX 829-1966

この農業委員会だよりは、11,000 部作成し、一部当たりの印刷経費は 20.9 円です。